災害時における要援護者の受入れに関する協定書

岡山県老人福祉施設協議会（以下「甲」という。）、岡山県（以下「乙」という。）、岡山県市長会（以下「丙」という。）及び岡山県町村会（以下「丁」という。）は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、援護を必要とする者（以下「要援護者」という。）の受入れに際し、甲の会員である老人福祉施設（以下「施設」という。）を福祉避難所として活用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における要援護者の福祉避難所での受入れに関し、甲、乙、丙及び丁の四者間の基本的事項を定めるものとし、各施設及び市町村は、この協定に基づき、福祉避難所の設置及び運営等に係る個別的事項について定めた協定（以下「個別協定」という。）を締結するよう努めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における福祉避難所の受入れの対象となる要援護者（以下「対象者」という。）は、原則として、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（役割等）

第３条　甲は、各施設が福祉避難所として活用されることの有用性を認め、各施設に対し、地元市町村と協議の上、個別協定の締結を行うよう働きかけるものとする。

２　乙は、市町村における福祉避難所の設置促進を図る観点から、個別協定の締結や福祉避難所の設置及び運営に関し、各施設及び各市町村に対し、技術的な助言等を行うものとする。

３　丙及び丁は、各市町村が福祉避難所の指定を行うことの必要性を認め、各市町村に対し、地元施設と協議の上、個別協定の締結を行うよう働きかけるものとする。

（連携等）

第４条　甲は、各福祉避難所における対象者の受入可能人数、受入状況等を把握し、当該情報を乙に対し提供するとともに、各福祉避難所から、運営に必要な職員派遣及び物資の調達についての要請を受けた場合は、乙、丙及び丁と連携し、可能な範囲内でこれに応じるものとする。

２　乙は、丙、丁又は各市町村から、福祉避難所への職員派遣及び物資の調達についての要請を受けた場合は、自ら派遣及び調達に努めるとともに、甲に対し協力を要請するものとし、各市町村において対象者の受入れが困難となった場合には、甲又は各市町村と連携し、広域的な受入調整を行い、対象者の受入施設の確保に努めるものとする。

３　丙及び丁は、必要に応じて各福祉避難所における対象者の受入状況等を把握するとともに、甲又は乙に対して福祉避難所への職員派遣及び物資の調達についての要請を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　各施設が個別協定に基づき福祉避難所を開設し、対象者の受入れに要した経費については、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等関連法令及び個別協定の規定に基づき処理するものとする。

（有効期間）
第６条　この協定は、締結の日から発効するものとし、甲、乙、丙及び丁から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁の四者間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を４通作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年３月２９日

（甲）岡山県老人福祉施設協議会
会　長　筒井恵子

（乙）岡　山　県
知　事　石井正弘

（丙）岡山県市長会
副会長
（会長代理）　近藤隆則

（丁）岡山県町村会
会　長　重森計己